資料　3

脱炭素先行地域について

※　以下、御説明する内容は現時点のものであり、
今後変更の可能性もあることをご承知おきください

１．脱炭素先行地域の定義、要件等

（１）脱炭素先行地域とは

地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性等に応じ再エネポテンシャルの最大活用による追加導入や住宅建築物の省エネ及び再エネ導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出については実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、**2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する**地域。

- 地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組**を実行
- **地域課題を解決**し**住民の暮らしの質の向上**を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す

１．脱炭素先行地域の定義、要件等

（２）脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件

① **2030年度までに、先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現**すること（地域内の民生部門の電力需要量を推計し、地域内の民生部門の再エネ供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること）。

② **民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業、下水処理等の分野の温室効果ガスの排出についても、温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも１つ以上の取組を実施**する計画となっていること。

１．脱炭素先行地域の定義、要件等

（３）脱炭素先行地域を選定する際に国が確認する事項

① 地域で実現する削減レベルの要件適合性
② 再生可能エネルギーの発電設備の最大限の導入
③ 計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針、災害時の想定等）
④ 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
⑤ 対象地域の規模及び当該地域に含まれるエリア特性
⑥ 先行地域の効果に関する定量的な指標設定や評価の実施方針
⑦ 改正温対法に基づく促進区域設定を含めた実行計画の策定方針
⑧ 地域内で実施される取組の先進性・独創性、汎用性・発展性

2．脱炭素先行地域の選定

（1）脱炭素先行地域の範囲

脱炭素先行地域の範囲は、地理特性や気候風土等を考慮し、住生活エリア、ビジネス・商業エリア、自然エリアなど10の類型を想定している。

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学キャンパス等の特定サイト
自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島
	観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）

複数の類型を含む地域や上記の類型に当てはまらない地域も対象となりうる。

一つの市区町村全域での指定に限定せず、市区町村内において一つの地域のみならず複数の地域を含む場合や、一つの地域が複数の市区町村・都道府県にまたがる場合、複数の自治体（地理的に離れているものも含む）の地域間連携なども対象となりうる。

2．脱炭素先行地域の選定

（2）申請者

申請者として以下の主体を想定する。

- 市区町村
- 市区町村が参画する協議体
- 市区町村と民間事業者や大学等との共同申請
- 複数自治体の地域間連携
- 都道府県（公共施設群に係る取組を想定）

（3）公募の回数及び時期

公募回数は年2回程度を想定。追加公募の実施は地域の進捗状況からみて柔軟に対応。
公募の都度、早期に選定を行う。（第1回は来年春頃に選定）

３．取組状況のフォローアップ

環境省

（１）基本的な支援体制

地方環境事務所と関係省庁の地方支分部局等は、脱炭素先行地域と定期的に取組状況をフォローアップする。また、その機会に限らず、地方環境事務所が窓口となって脱炭素先行地域に対し情報提供等のサポートを随時行う。

（２）年度ごとの進捗評価

環境省は年度ごとに、有識者検討会において脱炭素先行地域の取組状況に係る評価分析を実施し、脱炭素先行地域にフィードバックする。

評価に当たっては、定期的にフォローアップしている脱炭素先行地域の取組状況、関連法令に基づく報告、交付金が交付されている場合はその年度報告、地域経済分析のツール等を活用する。

（３）脱炭素先行地域が行う自己評価

脱炭素先行地域は少なくとも計画の最終年度末、計画終了から３年後及び2030年度末に自らの取組状況や結果を評価する。

今後の主なスケジュール（見込み）

９月17日～	**自治体向け説明会（オンライン）**
12月中	**公募要領及びガイドブック※案を公表** **自治体向け説明会（オンライン）**
１月以降	**公募実施**
３月中	**予算案成立と共に、ガイドブック※の策定・公表**
来年春頃	**脱炭素先行地域を選定、公表**

以降、順次公募実施

※地域脱炭素ロードマップにおいて、国の関係府省庁間で連携しつつ、地域と暮らしに関する各分野の施策に着実に取り組むこととしており、ガイドブックにおいて、先行地域づくりの要件や手続き、関係省庁の各種支援ツール等を整理し取りまとめ、反映する予定。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

※　以下、御説明する内容は現時点のものであり、
今後変更の可能性もあることをご承知おきください

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

環境省

【令和４年度要求額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、集中的・重点的に支援するため、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行し、合わせて、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

１．脱炭素先行地域への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等

（事業メニュー）

再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

２．重点対策に取り組む地域への支援

（交付要件）

地域脱炭素ロードマップに基づく重点対策を先進的※に実施

※ 先進的の例：国基準や国目標を上回るレベルの対策、複数の重点対策の組み合わせ　等

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率３／４～１／２等）

■交付対象　地方公共団体等

■実施期間　令和４年度～令和１２年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室　電話：03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　事業内容

事業区分	脱炭素先行地域への支援			重点対策に取り組む地域への支援
交付対象	市町村等			都道府県等
交付要件	一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO_2排出実質ゼロ達成　等			地域脱炭素ロードマップに基づく重点対策を先進的に取組
事業内容	下記①を前提に、②・③を組み合わせて地域・施設群の脱炭素に一体的に取り組む事業			国基準・国目標を上回るレベルの対策や複数の重点対策を組み合わせた事業　等
	①地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入	②地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入	③地域再エネ等の利用の最大化のための省CO_2等設備の導入	
対象設備例	• 太陽光、風力、中小水力、バイオマス • 再エネ熱・未利用熱利用設備（太陽熱、地中熱、温泉熱、融雪熱、下水熱等）　等	• 蓄エネ設備 • 自営線、熱導管 • 再エネ由来水素関連設備 • エネマネシステム　等	• ZEB・ZEH、断熱改修等 • ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） • その他各種省CO_2設備（高機能・高効率換気･空調、コジェネ等）　等	• 自家消費型太陽光発電 • 地域共生・裨益型の再エネ導入 • ZEB・ZEH、断熱改修 • ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等）　等 ※再エネ発電設備の導入を条件とするなどメニューによって一定の条件あり（詳細検討中）
交付率	3／4～1／2等			
備考	・環境省が提示する事業メニューを組み合わせて行う脱炭素先行地域づくりや重点対策の取組を支援（事業計画の策定・提出が必要）。 ・各事業メニューの内容（交付対象、要件等）は、環境省補助事業等を踏まえ設定。 ・自家消費型・地域共生型の再エネ等設備とその利用最大化のための基盤インフラ・各CO_2等設備導入を対象とし、各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。 ・脱炭素先行地域への支援については、これらの事業と一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業も交付対象とする。			

（交付スキーム）

国 → 交付金 → 市町村等

国 → 交付金 → 地方公共団体等 → 交付金 → 事業実施主体

※地域の脱炭素に取り組む民間事業者等がいる場合

（事業イメージ）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）　抜粋

３－１．脱炭素先行地域づくり

（１）脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件

脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件は、脱炭素へといち早く移行していく一環として、地域特性に応じた効果的・効率的な手法を活用し、2030年度までに、地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO_2排出については実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現することとし、またそれらの実現の道筋を、2025年度までに立てることとする。

（２）削減レベルの要件を満たす取組内容

（１）の要件を満たすために、以下の①～⑦の削減対策を、地元自治体が中心となって、地域住民や企業・地域金融機関等の幅広い関係者の理解と参加の下で、地域特性や気候風土に応じて再エネ、省エネ、電化、EV/PHEV/FCVの利用、カーボンニュートラル燃料の使用等の適切な対策を組み合わせて実行する。

①再エネポテンシャルの最大活用による追加導入
②住宅・建築物の省エネ及び再エネ導入及び蓄電池等として活用可能なEV/PHEV/FCV活用
③再生可能エネルギー熱や未利用熱、カーボンニュートラル燃料の利用
④地域特性に応じたデジタル技術も活用した脱炭素化の取組
⑤資源循環の高度化（循環経済への移行）
⑥CO_2排出実質ゼロの電気・熱・燃料の融通
⑦地域の自然資源等を生かした吸収源対策等

（３）脱炭素先行地域の範囲の類型

脱炭素先行地域の範囲は、行政区、集落、同一の制御技術等で電力融通やエネルギー需給の最適運用を行う施設群など様々であり（市区町村区域全域を前提とせず、また複数の隣接する市町村にまたがることもあり得る。）、地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられる。

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学キャンパス等の特定サイト
自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島
	観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）

３－２．脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

本ロードマップでは、脱炭素先行地域を含め全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を、各地の創意工夫例をベースに整理した。国は、法令に基づく制度の施行、ガイドラインの策定や４－１（２）に示す国の積極支援メカニズムにより着実に協力する。

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
②地域共生・地域裨益型再エネの立地
③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
④住宅・建築物の省エネ性能等の向上
⑤ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

４－１．地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築（地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション）

（２）国の積極支援のメカニズム

地域の脱炭素を実現するためには、脱炭素先行地域づくりや重点対策の全国実施など、特に今後５年間を集中期間として、あらゆる分野において脱炭素への移行に繋がる取組を加速化する必要がある。このような地域脱炭素の取組に対し、①人材派遣・研修、②情報・ノウハウ、③資金の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。

③資金

地域脱炭素への移行・実現に向けた取組の加速化の観点から、2030年度までに少なくとも100か所での脱炭素先行地域の創出に向けて、各種取組（３－１．（２）参照）を組み合わせた地域脱炭素事業を計画的に実施するとともに、2030年度46%削減目標の達成に向けて、全国各地で脱炭素の基盤となる各種重点対策（３－２．参照）を着実に実施する必要がある。

これらの脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。支援に当たっては、民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用も含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施する。

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

※　以下、御説明する内容は現時点のものであり、
今後変更の可能性もあることをご承知おきください

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

【令和４年度要求額　16,450百万円(うち要望額、3,775百万円)（5,000百万円）】

環境省

再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
（２）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
（３）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

1. ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
   ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

（４）平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
（６）公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

＊EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業（補助率：３／４、２／３、１／２、１／３、定額）／委託事業

■委託・補助先　民間事業者・団体等

■実施期間　　（１）・（２）・（５）令和３年度～令和６年度 、（３）・（４）・（６）令和２年度～令和６年度

4.事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入

需要側設備の運転制御によるﾃﾞﾏﾝﾄﾞ・ｻｲﾄﾞ・ﾌﾚｷｼﾋﾞﾘﾃｨ創出

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

環境省

初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。本事業では、オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

①業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う（補助）
②ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

3. 事業スキーム

■事業形態　①間接補助事業（太陽光発電設備　定額：４～５万円/kW（※）、蓄電池　定額：5.5万円/kWh（家庭用）又は７万円/kWh（業務・産業用）（上限1.5億円））
②委託事業
※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り７万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体
■実施期間　令和３年度～令和6年度

＊新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
＊EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助（上限あり）

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入

太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し			蓄電池有り		
	PPA	リース	購入	PPA	リース	購入
4万円/kW	○	○	○			○
5万円/kW				○	○	

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、（２）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部　農林水産省・経済産業省連携事業）

環境省

地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめて公表し、横展開を図る。

2. 事業内容

①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）

駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）

営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）

オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。

④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）

再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。

⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/３）

未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新増設に限る）。

⑥新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）

①～⑤の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態　①～⑤：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）　設備等導入：1/3、1/2 ）
⑥：委託事業

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　①④⑥　令和３年度～令和６年度
②③⑤　令和４年度～令和６年度

4. 事業イメージ

駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

ため池太陽光

※コスト要件

①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。

④⑤：当該設備のCO_2削減コストが従来設備のCO_2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341